

▼大気汚染に係る環境基準・指針(1)

令和6年3月31日現在

物質	二酸化硫黄 (SO ₂)	一酸化炭素 (CO)	(注1) 浮遊粒子状物質 (SPM)	(注2) 光化学オキシダント (O _x)	二酸化窒素 (NO ₂)	(注3) 非メタン炭化水素 (NMHC)
環境上の 条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。 〔原則として5年以内に達成すること〕	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。 〔できる限り速やかに達成維持すること〕	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 〔同左〕	1時間値が0.06ppm以下であること。 〔同左〕	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。 〔1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。〕	光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する非メタン炭化水素の濃度として、午前6時から9時までの3時間平均値が、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にあること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	ガスクロ分離FID検出器による直接法又は全炭化水素とメタンの差量法
告示年月日	昭和48年5月16日	昭和48年5月8日			昭和53年7月11日	昭和51年8月13日(中公審答申)

(注) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(注1) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。

(注2) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く)

(注3) 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針。